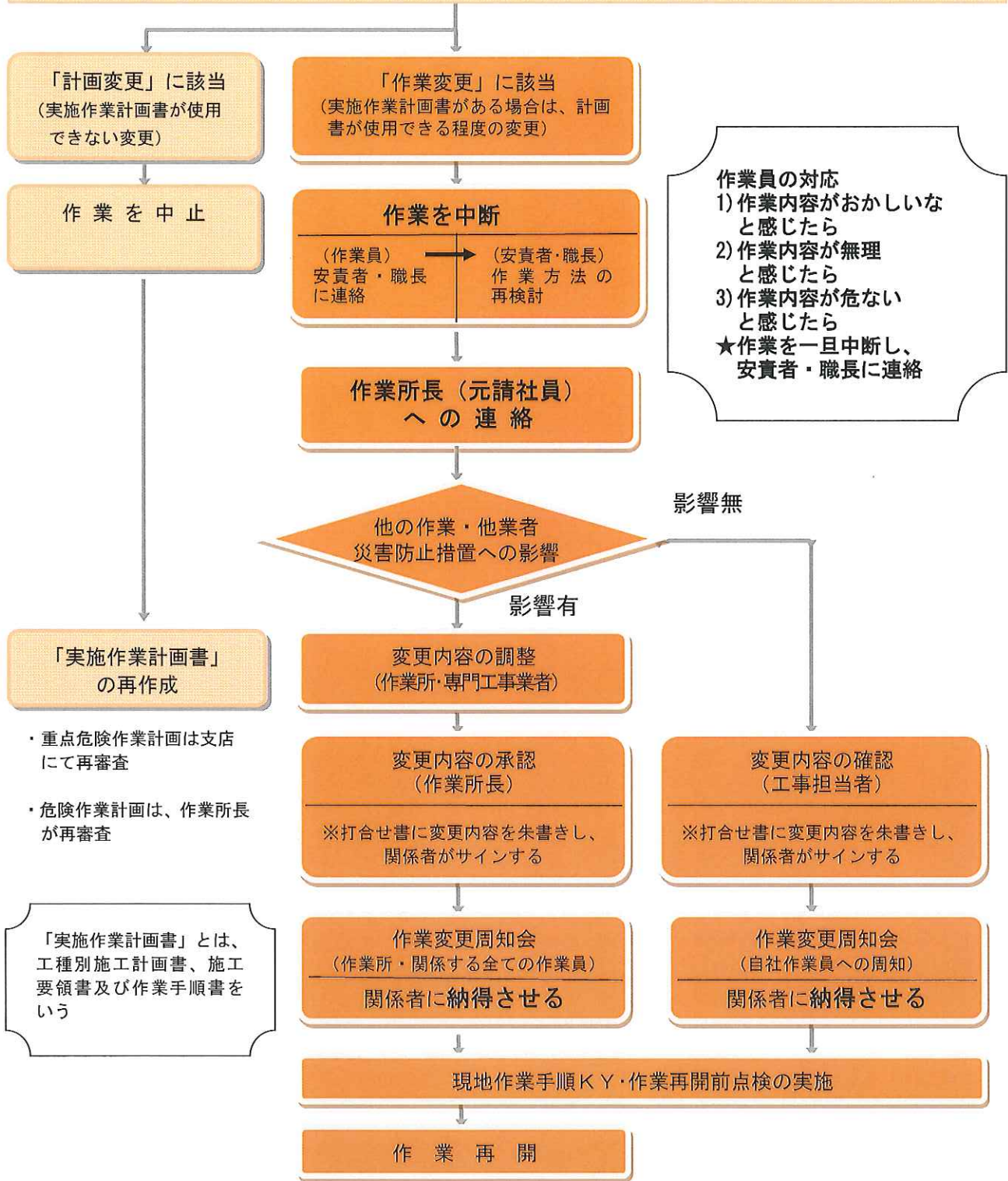


# <作業変更時のルール>

## 作業変更の発生

「作業変更」とは、前日の予定と違う作業をすること  
 特に、前日の「工事・安全打合せ」の内容に対し、以下の事項が変更されること

- (1) 打合せた作業以外の作業を行う場合（打合せにない作業を行う場合）
- (2) 施工体制（作業を指揮する者、指揮命令系統）
- (3) 施工範囲・場所、時間
- (4) 作業方法、作業手順、使用機械
- (5) 災害防止のための措置



作業員の対応  
 1) 作業内容がおかしいなと感じたら  
 2) 作業内容が無理と感じたら  
 3) 作業内容が危ないと感じたら  
 ★作業を一旦中断し、安責者・職長に連絡

「実施作業計画書」とは、  
 工種別施工計画書、施工要領書及び作業手順書をいう